

II 支援費基準について

	頁
1 厚生労働大臣が定める支援費基準の基本的考え方	9
2 施設訓練等支援費設定のイメージとその構成要素等(案)	10
3 居宅生活支援費（居宅介護）設定のイメージとその構成要素等(案)	14
4 居宅生活支援費（デイサービス）設定のイメージとその構成要素等(案)	16
5 居宅生活支援費（短期入所）設定のイメージとその構成要素等(案)	19
6 居宅生活支援費（地域生活援助）設定のイメージとその構成要素等(案)	21
7 身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額(案)	22
8 知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額(案)	29
9 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額(案)	36
10 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額(案)	42
11 児童福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額(案)	47
12 その他	52

(注) 今回お示しする支援費基準の仮単価については、事業者の事業参入の検討、市町村等における所要額の見込みの検討等関係者の準備に資するため、厚生労働省の責任において公表するものであり、今後の予算編成過程において変動することが見込まれるものである。

1 厚生労働大臣が定める支援費基準の基本的考え方

支援費は、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において、市町村長が定める基準によることとされている。

この厚生労働大臣が定める基準の具体的な設定に当たっての基本的な考え方は、次のとおりである。

- 各居宅生活支援及び各施設訓練等支援ごとに、当該サービスに通常要する費用を適切に評価した基準とすること。
- 障害者の地域生活の推進を評価するような基準とすること。
- 施設訓練等支援費は、重度障害者や重複障害者が適切にサービスを利用できるよう、障害程度区分に応じて格差を設けた基準とすること。
- 居宅生活支援費のうち、デイサービス、短期入所及び知的障害者地域生活援助に係る支援費基準についても、障害の程度を考慮した基準とすること。
- 居宅生活支援及び施設訓練等支援を担う事業主体において、安定的かつ効率的に事業運営が行えるような基準とすること。
- 同一のサービスであれば、設置主体にかかわらず、同一の支援費基準とすること。
- 居宅生活支援及び施設訓練等支援に必要な人件費等の水準が同じような地域ごとの基準とすること。
- 利用者や事業者などにわかりやすく、簡素で合理的な基準とすること。
- 支援費基準の具体的な設定に当たっては、現行の措置制度からの円滑な移行に十分配慮すること。

2 施設訓練等支援費設定のイメージとその構成要素等（案）

1 基本イメージとその構成要素

○施設訓練等サービスに係る費用 1

- ・指導(支援)員・介護職員・看護師・理学療法士・作業療法士等の人工費等

○施設訓練等サービスに係る費用 2（1以外の費用）

- ・栄養士・調理員の人工費等
- ・食事費用（食材料費、光熱水費等）
- ・健康管理等経費

○施設運営に係る基本的管理経費等

- ・管理者・事務員等の人工費等
- ・保守管理経費
- ・光熱水費・燃料費
- ・消耗品費・備品費
- ・その他の事務管理経費

○施設・設備整備の設置者負担分の減価償却相当

2 基本的な取扱い

○ 施設訓練等支援費の単位

算定の単位は、通所を含め1月を単位に設定する。

○ 障害程度区分に応じた設定

重度障害者や重複障害者が適切にサービスを利用できるよう、障害程度区分に応じて格差を設けた基準を設定する。

障害程度区分は入所施設、通所施設とも3区分とし、障害程度区分による支援費の格差は、施設訓練等サービスに係る費用1（支援員、介護職員等の利用者の直接支援に必要な人件費等）の差により設けることとする。

○ 定員規模の取扱い

定員規模別の施設分布状況を勘案して、標準規模、小規模、大規模別に設定する。

- | | | |
|---------|--------------|--------------|
| ① 小 規 模 | 入所施設 30人～40人 | 通所施設 20人 |
| ② 標準規模 | 入所施設 41人～90人 | 通所施設 21人～60人 |
| ③ 大 規 模 | 入所施設 91人以上 | 通所施設 61人以上 |

○ 地域差の反映

人件費等の水準が同じような地域ごとに区分を設けている現行措置費と同様、施設訓練等支援費においても地域区分を設ける。

- ① 地域差は、国家公務員給与の調整手当の支給割合に準じて設けるものとする。
- ② 地域区分は、現行措置費と同様、人事院規則9-49「調整手当」別表第1等による5区分による。

○ 施設・設備整備の設置者負担分の取扱い

施設支援に通常要する費用として、施設整備・設備整備の国庫補助基準額4分の1相当に係る減価償却相当額を支援費に算入する。

○ 人件費引当金相当額の算入

施設支援に通常要する費用として、人件費引当金相当額を算入する。

○ 特別事務費の算入

支援費制度に移行することにより新たに発生する利用者負担金の徴収事務、債権管理事務等に対応するため、特別事務費を算入する。

○ 地域生活への移行努力等の評価

施設退所時に円滑に在宅生活へ移行するために必要な援助や地域等との連絡調整等を行った場合の加算を設ける。

また、施設入所時から一定の期間、施設入所当初時における各種援助等の評価として初期加算を設ける。

① 退所時特別支援加算

地域生活に移行する際に施設において行われた相談支援及び訪問指導に対する加算。

② 入所時特別支援加算

施設入所時から1か月間、新規入所者に対して行われる施設支援計画の作成やオリエンテーション等の個別支援に対する加算。

○ 特別の障害特性を有する者への対応

1 身体障害者施設関係

① A L S 等支援加算

・遷延性意識障害者加算

医師により遷延性意識障害の症状を呈するとされた者を身体障害者療護施設が受け入れた場合の加算。

・筋萎縮性側索硬化症者等加算

医師により筋萎縮性側索硬化症等運動ニューロン疾患の分類に属する病名と診断された者（以下「A L S 等障害者」という。）を身体障害者療護施設が受け入れた場合の加算。

・神経内科医加算

A L S 等障害者を受け入れるため、身体障害者療護施設の職務に月2回以上従事する神経内科医を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た当該施設が、該当者を受け入れた場合の加算。

・看護師加算

ALS等障害者を受け入れるため、身体障害者療護施設の職務に従事する看護師を新たに常勤換算方法で1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た当該施設が、該当者を受け入れた場合の加算。

② 常勤医師加算

身体障害者更生施設及び身体障害者療護施設において、常勤の医師を配置している場合に加算（非常勤医師相当分を支援費本体に算入し、常勤医師を配置した場合の差額分を加算。）。

2 知的障害者施設関係

① 強度行動障害支援加算

知的障害者であって、強度行動障害を有する者を受け入れるため、常勤の生活支援員2名のほか、必要な職員を配置し、かつ、各種の指導、訓練を行うために必要な設備を設けているものとして都道府県知事に届け出た知的障害者更生施設が、該当者を受け入れた場合の加算。

② 自活訓練支援加算

6ヶ月の個別訓練を行うことにより、地域社会で就労自立することが可能であると認められた者について、生活支援員を常勤換算方法で1名以上配置し、かつ、必要な設備を設けているものとして都道府県知事に届け出た知的障害者入所更生施設又は知的障害者入所授産施設が、該当者に自活訓練を実施した場合の加算。

3 居宅生活支援費（居宅介護）設定のイメージとその構成要素等（案）

1 基本イメージとその構成要素

○居宅介護サービスに係る費用

- ・ホームヘルパーの人工費等

○運営に係る基本的な管理経費等

- ・人工費等（管理事務相当分）
- ・交通費
- ・消耗品費・備品費
- ・その他事務管理経費

2 基本的な取扱い

○ 支援費の単位

サービス提供時間に応じて支援費を支給することができるよう、30分を単位として設定することとする。

なお、30分単位の支援費基準を設定することに伴い、1時間程度を1単位とする滞在型及び30分程度を1回とする巡回型の類型は廃止する。

単位区分は、以下のとおりとする。

- ・30分未満
- ・30分以上1時間未満
- ・1時間以上1時間30分未満
- ・以降30分ごと

○ 地域差の反映

施設訓練等支援費と同様、人工費等の水準が同じような地域ごとに区分を設けることとする。

- ① 地域差は、国家公務員給与の調整手当の支給割合に準じて設けるものとする。
- ② 地域区分は、施設訓練等支援費と同様、人事院規則9-49「調整手当」別表第1等による5区分による。

○ サービス類型別の設定

身体介護、家事援助等のサービス類型別に設定する。

- ・身体介護
- ・家事援助
- ・移動介護
- ・日常生活支援（仮称）

○ サービス提供時間帯に応じた設定

現行の取扱いと同様、昼間のほか、早朝・夜間や深夜にもサービス需要に対応できるよう、サービス提供時間帯に応じた基準を設定する。

・昼間帯	100／100	
・早朝・夜間帯	125／100	早朝（午前6時から午前8時までの時間） 夜間（午後6時から午後10時までの時間）
・深夜帯	150／100	深夜（午後10時から午前6時までの時間）